

令和元年度～令和5年度

川崎市健全化判断比率
基礎数値の修正に伴う審査意見書

川崎市監査委員

7 川監第 4 1 1 号
令和 7 年 8 月 2 0 日

川崎市長 福 田 紀 彦 様

川崎市監査委員	大 村 研 一
同	川 上 善 行
同	雨 笠 裕 治
同	浜 田 昌 利

令和元年度～令和 5 年度健全化判断比率基礎数値の修正
に伴う審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項により審査に
付された令和元年度から令和 5 年度までの各年度の決算に基づく将来負
担比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、
次のとおりその意見を提出します。

令和元年度～令和５年度川崎市健全化判断比率 基礎数値の修正に伴う審査意見

第１ 審査の対象

令和元年度から令和５年度までの各年度の決算に基づく将来負担比率
その算定の基礎となる事項を記載した書類

第２ 審査の期間

令和７年７月２２日から同年８月５日まで

第３ 審査の方法

審査に付された書類の照合等を行うほか、所管部局への質問などにより実施した。

第４ 審査の着眼点

- 1 審査に付された書類の計数は正確であるか。
- 2 将来負担額、充当可能財源等は適正に算定されているか。

第５ 審査の結果

川崎市監査基準に準拠し、前述のとおり審査した限り、将来負担比率は適正に算定されていた。また、将来負担比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているものと認められた。

令和元年度から令和５年度までの各年度の決算に基づく将来負担比率は、次のとおりである。

(単位：％)

年 度	修正前	修正後	早期健全化基準	財政再生基準
令和元年度	123.7	修正なし	400.0	
令和2年度	122.0	修正なし		
令和3年度	123.4	修正なし		
令和4年度	123.4	123.0		
令和5年度	124.0	123.8		

令和元年度から令和5年度までの将来負担比率の算定に用いる将来負担額、
充当可能財源等の基礎数値の一部に誤りがあったことから、審査を実施した
ものである。審査の結果、修正した後の数値においても、いずれの年度も早期健
全化基準である400.0%を下回っていることを確認した。

当該比率は本市の財政状況を把握する上で非常に重要な指標であることか
ら、今後は、基礎数値を適正に算定し十分な確認を行うことにより、再発防止
に努められたい。

また、当職においても、審査に当たり確認体制の強化を図ることとする。

【参考】将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

<算定式>

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \text{充当可能財源等}}{\text{標準財政規模}^{*1} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額}^{*2} \text{算入額})}$$

$$\text{充当可能財源等} = \text{充当可能基金額}^{*3} + \text{特定歳入見込額}^{*4}$$

$$+ \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額}$$

*1 標準財政規模

標準的な一般財源の規模を示すもの。臨時財政対策債発行可能額を含む。

*2 基準財政需要額

普通交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体が合理的、かつ、妥当な水準により行政サービ
スを行う場合又は標準的な施設を維持するための財政需要を一定の方法により算定した額

*3 充当可能基金額

本市が設置する基金のうち、将来負担額として計上されている地方債の現在高等に対して、その償還財源とす
ることができる基金の額

*4 特定歳入見込額

将来負担額として計上されている地方債の現在高等に対して、その償還財源に充てることができる歳入の見込額

